

地域農業維持発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する地域農業維持発展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 町は、地域農業を維持していくためには認定農業者等の担い手が農地を集約集積することが重要であるが、担い手だけでは広範囲で、様々な条件がある農地を維持するのは困難であり、半農半X、兼業農家をはじめとする多様な担い手が農業経営を維持していくことで担い手を補完することが重要であることから、将来にわたって農地を利用する農業を担う者を支援することより、本町の地域農業の維持発展を実現するために行う事業を実施するものとし、その事業に要する経費のうち町長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

事業区分	交付の対象	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
地域農業支援枠	地域計画のうち目標地図に位置づけられた又は当該年度中に位置づけられることが確実な「農業を担う者」	農業用機械・施設の導入に要する経費（修繕及び消耗品費等の購入は除く）	補助対象経費の1／6以内	1 事業実施主体当たり500千円 下限事業費 1 機械等当たり200千円
有機農業支援枠	地域農業支援枠の条件に加え、有機JAS取得者又は環境保全型農業直接支払交付金のうち「有機農業」の取組を取り組んでい	農業用機械・施設の導入に要する経費（修繕及び消耗品費等の購入は除く）	補助対象経費の1／3以内	1 事業実施主体当たり500千円 下限事業費 1 機械等当たり200千円

	る者又は取り組む 見込みのある者			
--	---------------------	--	--	--

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、地域農業維持発展支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した場合、地域農業維持発展支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第6条 補助事業者は、規則第9条の規定により町長の承認を受けようとするときは、地域農業維持発展支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、地域農業維持発展支援事業費補助金変更(中止・廃止)交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第7条 補助事業者は、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(完了届及び完了検査)

第8条 補助事業者は、当該補助事業で整備した物品が納品又は工事が竣工したときは、地域農業維持発展支援事業費補助金完了届(様式第5号)を速やかに町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する実績報告書は、地域農業維持発展支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合、地

域農業維持発展支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 町長は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、地域農業維持発展支援事業費補助金概算（精算）払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。